三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行

第1条　省略

（設置）

第2条　本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員定数	任期
市長	省略			
	三田市消防賞慰金等審査委員会	三田市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(昭和45年三田市条例第31号)に規定する賞慰金及び殉職者特別賞慰金の支給に関する事項についての調査審議	5人	諮問に係る審議が終了するまで
教育委員会	三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市立学校園のあり方審議会	(1)　市が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで

改正案

第1条　省略

（設置）

第2条　本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員定数	任期
市長	省略			
	三田市消防賞慰金等審査委員会	三田市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(昭和45年三田市条例第31号)に規定する賞慰金及び殉職者特別賞慰金の支給に関する事項についての調査審議	5人	諮問に係る審議が終了するまで
	三田市上下水道事業経営審議会	(1)　水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議 (2)　その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議	12人以内	2年
教育委員会	三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで

		(2)　その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議		
	三田市生徒指導等問題対策委員会	(1)　生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2)　いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	2年
	省略			

以下省略

	三田市生徒指導等問題対策委員会	(1)　生徒指導等に関する事項についての調査審議 (2)　いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項その他同法に規定する委員会に属する事項についての調査審議	7人以内	2年
	省略			

以下省略